

## 地域の会前回定例会以降の動き

令和2年4月8日

新潟県防災局原子力安全対策課

### 1 安全協定に基づく状況確認

2月12日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- 非常用ディーゼル発電機の燃料移送ポンプの電源ケーブル絶縁不良（1月17日）について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。
- 東京電力HD(株)と柏崎市消防との合同消防活動訓練について、活動状況を確認しました。

3月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- 発電所構内にある展望台海側の土捨場におけるけが人の発生（3月5日）について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。

### 2 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（以下、技術委員会）

3月18日、技術委員会における福島事故検証課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響（第13回）」を開催しました。

今回は、1号機非常用電源設備の機能喪失の原因をテーマとし、津波が要因ではないかという説明に対し、津波シミュレーションにより津波が発電所に到達した時間を推定し、電源が喪失した時間との整合がとれるのか議論しました。

今後、今回のテーマについて、これまでの議論の内容をとりまとめて技術委員会へ報告することとしています。

※会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/1356773829562.html>

### 3 第72回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

新潟県と東京電力HD(株)が令和2年度に実施する、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の放射線及び温排水の影響を把握するための調査計画について、専門家等からなる新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議で内容を確認していただき、了承されました。

なお、会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面開催としました。

※会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/72hyoukakaigi.html>

## 「地域の会」委員質問への回答

### 〈高桑委員〉

県、柏崎市及び刈羽村の連名でPAZ内住民に対し安定ヨウ素剤に関する重要なお知らせのチラシ（別紙1）が自宅に届いた。内容は、

- ① 安定ヨウ素剤の使用期限の延長（3年⇒5年）
- ② 配布対象者の変更（PAZ内住民全員⇒40歳以上は希望者のみ）

であった。

#### [質問1]

私が調べた範囲では、使用期限が延長できる安定ヨウ素剤は2019年4月以降に出荷されたものとなっていたが、私の自宅にあるものは2018年7月に配布されたものだった。配布時期を問わず、使用期限を延長するラベルを貼り直して良いのか確認してほしい。

#### 回 答

高桑委員が把握している文書は、原子力防災を担当している内閣府から2019年2月に発出された文書であり、その後同年6月に、2019年3月31日以前に製造された安定ヨウ素剤についても有効期間を5年に延長する旨の文書が発出されました。

これを受け、既に安定ヨウ素剤を受領している住民の方へ別添のお知らせと使用期限延長のラベルを送付させていただきました。2019年3月31日以前に製造された安定ヨウ素剤も有効期間が5年に延長されていますので、送付したラベルを貼り直してください。

#### [質問2]

安定ヨウ素剤の事前配布をPAZ内住民全員ではなく、40歳以上は希望者のみ配布としたが、理由は何か教えてほしい。安全面を考慮すれば、従来どおり対象者全員に事前配布すべきではないか。また、今後の事前配布説明会では40歳以上の希望者に対してどのように希望を取るつもりなのか。

#### 回 答

WHOのガイドライン（2017年版）において、40歳以上の人は安定ヨウ素剤投与から恩恵を受ける可能性が低いと新たにされたことから、原子力規制庁は「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和元年7月改正）」において、事前配布対象者は「原則として40歳未満の者とすることが適当である。また、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び事前配布時点で挙児希望がある女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には事前配布をすることとしてもよい。」としました。

これを受け、今後の配布について、県・柏崎市・刈羽村は、原子力災害発生時のPAZ内住民の安全・安心を考慮し、40歳以上であっても安定ヨウ素剤の配布を希望される方には配布することとしています。

事務連絡  
平成31年2月22日

各道府県原子力防災担当課(室)長 殿

内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)  
原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課長

ヨウ化カリウム丸 50mg の使用期限の延長について(周知)

平素より原子力防災に御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

現在流通しているヨウ化カリウム丸 50mg(販売名:ヨウ化カリウム丸 50mg「日医工」)の使用期限は3年となっておりますが、平成31年4月1日以降に出荷されるヨウ化カリウム丸 50mgについては、使用期限が5年になる見込みである旨、メーカーである日医工株式会社から情報提供がありましたので、お知らせいたします。

なお、納品については従来通り、受注後3か月以内の納品となる旨伺っておりますので、併せてお知らせいたします。

引き続き、原子力防災に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## &lt;担当者&gt;

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付  
参事官補佐 林田 浩一

Tel:03-3581-4230 E-mail:koichi.hayashida.x2f@cao.go.jp

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課

被ばく医療防災専門職 新井 知大

Tel:03-5114-2265 E-mail:housyassenbougokikaku@nsr.go.jp

# 重要なお知らせ

～PAZにお住まいの住民の方へ～

**安定ヨウ素剤の使用期限、配布対象者等が変更になります**

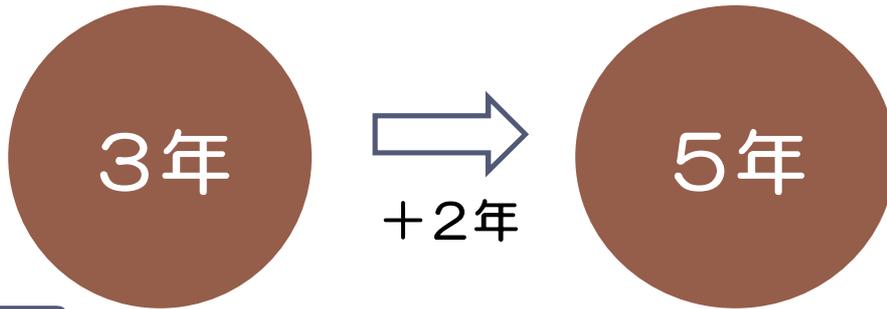
これまで、もしもの原子力災害に備えて、迅速な避難ができるように、PAZ(柏崎刈羽原子力発電所からおおむね5km圏)内にお住まいの方全員に対し、国の原子力災害対策指針等に基づき、2015(平成27)年から事前配布説明会を開催し、安定ヨウ素剤を配布してきました。

国において医学的見地から安定ヨウ素剤の配布方法等について議論が行われ、2019(令和元)年7月に安定ヨウ素剤に関する国の指針等が改正されました。

国の指針等に基づき、以下のとおり安定ヨウ素剤の配布方法等が変更になりますのでお知らせします。詳細は次のページ以降をご覧ください。

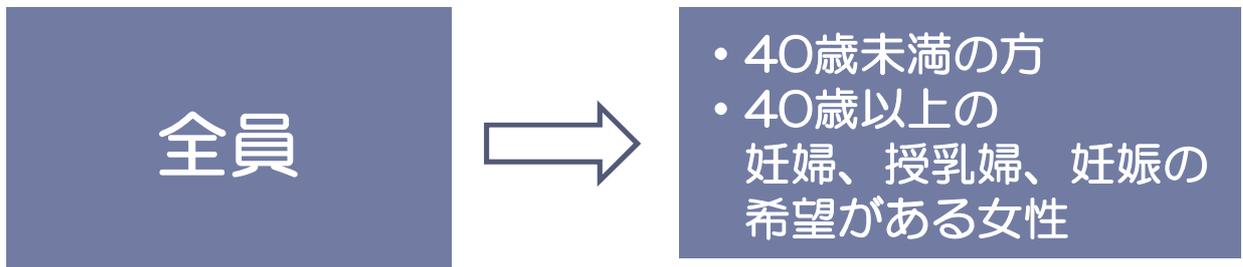
## 変更点①

**安定ヨウ素剤（丸薬）の使用期限が延長となります**



## 変更点②

**事前配布の対象者が変更となります**



※40歳以上でも希望される方には配布します

### <問い合わせ先>

・新潟県	福祉保健部	医務薬事課	025-280-5183
・柏崎市	危機管理部	防災・原子力課	0257-21-2323
・刈羽村		総務課	0257-45-3912

# 重要なお知らせ①

～すでに安定ヨウ素剤(丸薬)をお持ちの方へ～  
**安定ヨウ素剤(丸薬)の使用期限が延長となります**

現在、お配りしている安定ヨウ素剤(丸薬)は、国の指針等が改正され、  
**使用期限が3年から5年に延長**されました。

これに伴い、すでに事前配布している安定ヨウ素剤(丸薬)も期限が2年  
延長され、2021(令和3)年6月までだった使用期限が**2023(令和5)年  
6月まで延長**になります。



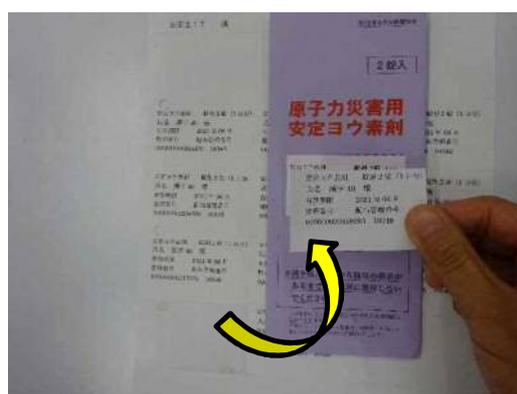
## 【安定ヨウ素剤保管封筒のラベルシール上貼りのお願い】

現在配布されている安定ヨウ素剤保管用封筒には、2021年6月が期限と記載されたラベルシールが貼られています。今回のお知らせに合わせて、使用期限が延長された丸薬をお持ちの方用のラベルシールを同封しておりますので、**現在貼られているラベルシールの上から覆うように貼り付けてください。**

※ゼリー剤については使用期限の延長はありませんのでご注意ください！（これまでどおり3年）

## 【ラベルシールの上貼り方法】

今回送付するラベルシールを下の写真のように安定ヨウ素剤保管封筒に上貼りしてください



## <問い合わせ先>

- |            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| ・新潟県 福祉保健部 | 医務薬事課   | 025-280-5183 |
| ・柏崎市 危機管理部 | 防災・原子力課 | 0257-21-2323 |
| ・刈羽村       | 総務課     | 0257-45-3912 |

## 重要なお知らせ②

### ～PAZ内にお住まいの住民の方へ～

### 事前配布の対象者が、原則40歳未満となります

これまで、PAZ(柏崎刈羽原子力発電所からおおむね5km圏)内にお住まいの方全員に対し、国の原子力災害対策指針等(以下、指針等)に基づき、2015(平成27)年から事前配布説明会を開催し、安定ヨウ素剤をお配りしてきたところです。

2019(令和元)年7月に国が改正した指針等では、年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなるとされ、服用を優先すべき対象者として、妊婦、授乳婦及び未成年(乳幼児を含む)であることが示されました。一方、40歳以上の者(妊婦、授乳婦、妊娠の希望がある女性は除く)が安定ヨウ素剤を服用する必要性は低い(注)とされました。

注:40歳以上であっても、希望者には事前配布してよいとされています。

指針等の改正を受け、県・柏崎市・刈羽村は以下のとおり安定ヨウ素剤の事前配布の対象者を変更します。

#### 【事前配布の対象者の変更】

これまで(指針等改正前)	これから(指針等改正後)
◆PAZ内にお住まいの方全員	◆PAZ内にお住まいの方のうち、 ①原則40歳未満の方 ②40歳以上の ・妊婦 ・授乳婦 ・妊娠の希望がある女性  ※40歳以上であっても、希望される方には配布します

#### ＜問い合わせ先＞

・新潟県 福祉保健部	医務薬事課	025-280-5183
・柏崎市 危機管理部	防災・原子力課	0257-21-2323
・刈羽村	総務課	0257-45-3912

## 安定ヨウ素剤はいつ服用するのですか？

- 安定ヨウ素剤の服用については、国（原子力規制委員会）の判断により、国（原子力災害対策本部）又は地方公共団体が指示します。

## 40歳以上の人には事前配布しないのですか？

- 40歳以上であっても、事前配布の時点で**妊婦、授乳婦及び妊娠の希望がある女性については、胎児、母乳を飲んでいる乳幼児**が放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響を受けやすいため、事前配布の対象者です。
- なお、40歳以上であっても希望される方には配布します。

## 副作用が心配です。服用しても大丈夫ですか？

- 安定ヨウ素剤の主成分は昆布だしなどの様々な食品に含まれる成分であり、添加物も食品等に含まれる安全性が高いものであるため、アレルギー反応などが生じる可能性は**非常に低い**です。
- また、1回の服用で、甲状腺ホルモンの分泌に影響する可能性は非常に低く、**副作用の心配はほとんどありません。**
- 副作用による健康影響へのリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいため、特に**妊婦、授乳婦及び子ども**は、服用の指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する必要があります。

## 安定ヨウ素剤に使用期限はありますか？

- 安定ヨウ素剤の使用期限は、丸薬は5年、ゼリー剤は3年です。使用期限が切れる前に、更新の事前配布説明会についてご案内します。
- なお、現在配布されている赤い包装の丸薬は、国の指針等の改正により、使用期限が3年から5年に延長されました。**表示されている使用期限の2021年6月から、あと2年延長して2023年6月まで使用できます**ので、使用期限がくるまで保管してください。（詳しくは2ページをご覧ください）

## 引越等で安定ヨウ素剤が不要となったらどうすればいいですか？

- 安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡すことや配布された方以外の方に服用させてはいけません。不要となった安定ヨウ素剤を保有している場合には、お住まいの自治体の担当窓口へ返却してください。

### <問い合わせ先>

・新潟県	福祉保健部	医務薬事課	025-280-5183
・柏崎市	危機管理部	防災・原子力課	0257-21-2323
・刈羽村		総務課	0257-45-3912